

賃貸借契約書（案）

沖縄県立博物館・美術館 館長 田名 真之（以下「甲」という。）と ○○○○○○
（以下、「乙」という。）とは、「パソコン等の賃借」について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 この契約は、乙はその所有する機器を甲に賃貸し、甲はこれを賃借することを目的とする。

（納入物品）

第 2 条 この契約による機器は別添仕様書のとおりとする。

（設置場所等）

第 3 条 設置場所は沖縄県立博物館・美術館の博物館学芸員研究室とする。

2 前項の機器の搬入、据え付け及び搬出等に要する一切の費用は乙の負担とする。

（契約期間等）

第 4 条 この契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年沖縄県条例第 56 号）に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和元年 8 月 1 日～令和 5 年 7 月 31 日までとする。

2 令和元年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、甲は当該契約の一部及び全部を解除できるものとする。

3 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてその責を負わない。

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は、沖縄県財務規則第 101 条による。

（権利義務の譲渡等）

第 6 条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（賃貸借料金）

第 7 条 賃貸借料金（月額）は、別表 2 のとおりとする。ただし、別表 2 の賃貸借料金には消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）を含まない。

2 契約期間内における賃貸借料金の総額は、○○○○○○○ 円（48 ヶ月分）、（うち、消費税等 ○○○○○○○ 円）とする。

(賃貸借料金の請求)

第8条 乙は毎月末日に、月額賃貸借料金及び消費税等を甲に請求するものとする。

- 2 この契約における1カ月とは月の初日から末日までをいう。
- 3 契約開始の月または終了の月において機器の使用期間が1カ月に満たない場合、賃貸借料金は使用期間に応じて日割り計算して算出する。
- 4 料金の請求にあたり生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(賃貸借料金の支払い)

第9条 甲は、乙から適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に賃貸借料金を支払うものとする。

- 2 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合は、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(賃貸借料金の改定)

第10条 第7条に規定する賃貸借料金は、経済事情の変動その他の事由により必要と認められたときは、甲乙協議の上改定することができるものとする。

(機器の修理等)

第11条 機器が故障した場合、甲の要求により、乙は直ちに係員を派遣し修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

- 2 乙は、甲の承認を得たうえで、乙の指定する者（以下「丙」という）に機器の修理等を行わせることができる。この場合、前項の規定は、丙が行う修理等に準拠する。
- 3 乙は、前項に基づき丙が行う修理等について、丙に必要な指導及び監督を行わなければならない。
- 4 修理等は、原則として平日9時から17時までの間に行うものとする。
- 5 修理等に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(機器の品質保証)

第12条 乙は、機器の品質が低下し、甲の業務に支障がきたすような状態となり、修理不能と認めるときは、速やかに機器の交換を行うものとする。これに要する経費は全て乙の負担とする。

(機器の所有権)

第13条 機器の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務を持って使用、

管理しなければならない。

- 2 甲は、機器が乙の所有を示す表示等を毀損するなど、機器の現状を変更するような行為及び、消耗品等を他の用途に流用する行為をしてはならない。

(保険)

第 14 条 乙は、乙の負担で機器に動産総合保険を付保するものとする。

(談合その他不正行為による解除)

第 15 条 乙に談合その他不正行為が認められた時、甲はこの契約を解除することができる。

- 2 前項に規定によりこの契約を解除した場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、甲が故意又は重過失によって機器に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

- 2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害については、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

(機密の保持)

第 17 条 乙又は丙は、この契約の履行にあたって知り得た甲の業務上の機密を外に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

(個人情報の保護)

第 18 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別紙 1 個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

(契約の解除)

第 19 条 甲又は乙は、相手方が正当な理由無く契約の条項に違反したときは、文書を持って通告し、当該契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、甲及び乙はこれによって生じた相手方の損害については、いずれもその責を負わない。

(機器の撤去)

第 20 条 第 4 条、第 16 条または前条の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は機器を速やかに撤去しなければならない。

- 2 前項に要する費用は、全て乙が負担するものとする。

(その他)

第 21 条 この契約に定めない事項及び契約の条項に疑義を生じた場合は、必要に応じ甲乙

協議してこれを定めるものとする。

(紛争解決の方法)

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(消費税について)

第23条 本契約において、契約期間中に消費税及び地方消費税の税率に変動がある場合は、甲乙協議の上改正後の税率により定める。

上記契約の証として2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 月 日

甲 那覇市おもろまち3-1-1
沖縄県立博物館・美術館
館長 田名 真之

乙